



■必要な手続き

【すでに施設を利用している場合】

施設区分	必要な手続き	申請先
認可保育園	手続きは不要	—
認定こども園・新制度へ移行した幼稚園※1(1号)	手続きは不要。ただし、保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合は「施設等利用給付認定申請(2・3号)」が必要	利用している施設
認定こども園(2・3号)	手続きは不要	—
認可外保育施設(認証保育所、ベビーシッターなど)	保育の必要性がある場合は「施設等利用給付認定申請(2・3号)」が必要	利用している施設
新制度へ移行していない幼稚園※2	「施設等利用給付認定申請(1号)」または「施設等利用給付認定申請(2・3号)」(保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合)が必要	利用している施設

【これから施設を利用する場合】

施設区分	必要な手続き	申請先
認可保育園	「保育給付認定申請」	市役所
認定こども園・新制度へ移行した幼稚園※1(1号)	「教育給付認定申請」 保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合は、あわせて「施設等利用給付認定申請(2・3号)」が必要	
認定こども園(2・3号)	「保育給付認定申請」	
認可外保育施設(認証保育所、ベビーシッターなど)	保育の必要性がある場合は「施設等利用給付認定申請(2・3号)」が必要	
新制度へ移行していない幼稚園※2	「施設等利用給付認定申請(1号)」または「施設等利用給付認定申請(2・3号)」(保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合)が必要	

※1 新制度へ移行した幼稚園…ルーテル羽村幼稚園

※2 新制度へ移行していない幼稚園…五ノ神幼稚園、さかえ幼稚園、羽村善隣幼稚園、富士学院幼稚園、村野小鳩幼稚園



10月1日から

幼児教育・保育が無償化されます

手続きは9月中に!!

制度の内容や必要な手続きをお知らせします。

無償化の対象となるのは、3〜5歳のすべての子どもと、0〜2歳の住民税非課税世帯の子どもです。無償化を受けるには、手続きが必要場合があります。保育園や幼稚園などを通じて手続きの案内をしています。まだ手続きをしていない方は、必ず9月中に手続きをしてください。

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係^内231



■その他の事業を利用する場合

●一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター

無償化の対象となるには、事前に「施設等利用給付認定申請(2・3号)」が必要です。

なお、本事業の利用による給付を受けられるのは、保育の必要性があり、保育施設などの利用を希望しているが、利用できていない方に限られます。

※利用料はこれまで通り施設に支払ってください。

後日、補助金を交付します。

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係^内231

●児童発達支援など

現在サービスを利用している方は、無償化を受けるための手続きは必要ありません。

※サービスの利用にあたっては、障害児通所給付費の支給申請などの手続きが必要です。

問合せ 障害福祉課障害者支援係^内185



■無償化の実施内容

区分	施設類型	無償化の対象	東京都の支援策	市の支援策	保護者の負担項目
保育を提供 (保育の必要あり)	認可保育園	保育料(全額)	—	主食費を免除	副食費、その他
	認定こども園	保育料(全額)	—		副食費、その他
	認可外施設(認証保育所など)	保育料(上限37,000円)	保育料上限額に最大20,000円上乗せ		保育料のうち無償化上限を超える部分、副食費、その他
教育を提供 (保育の必要なし)	認定こども園	保育料(全額)	月額1,800円の負担軽減補助(保護者の所得などによって補助が受けられない場合があります)	月額3,000円を保護者へ補助	主食費、副食費、その他
	幼稚園(新制度移行園)	保育料(上限25,700円)			保育料のうち無償化上限を超える部分、主食費、副食費、その他
	幼稚園(新制度未移行園)	—			東京都が認可した幼稚園類似施設の利用者に対してのみ、月額1,800円に25,700円の3/4を上乗せした額を上限として補助
その他 (保育の必要あり)	一時預かり事業	利用料(上限37,000円)	—	—	利用料の上限を超える部分
	幼稚園での預かり保育	利用料(上限11,300円)	—		
	病児・病後児保育事業	利用料(上限37,000円)	—		
	ファミリー・サポート・センター事業	利用料(上限37,000円)	—		
その他 (保育の必要なし)	就学前の児童発達支援など	利用料(全額)	—	—	—

※年収360万円未満相当の世帯、および全所得層の第3子以降は副食費が免除になります。